

連載

海外事業リスクをチェックする

インド進出における

法務の基礎知識

インドに事業拠点を設立する際の各拠点の特徴について、前号に引き続き解説する。

弁護士 琴浦 諒

第2回

事業拠点の特徴

—プロジェクトオフィス・会社

〈前号から続く〉

3 各事業拠点の特徴

(3) プロジェクトオフィスの特徴
プロジェクトオフィスは、建設プロジェクト、インフラ整備プロジェクト等特定のプロジェクトの遂行のためにだけ設立される事業拠点であり、いわば期限付きの支店である。

プロジェクトオフィスが営みうる活動は、当該特定のプロジェクトの遂行に関わる行為に限定されている。また、プロジェクト終了後は、速やかにプロジェクトオフィスを閉鎖する必要がある。

このように、プロジェクトオフィスは、特定のプロジェクトに関してそのための一時的に設立される現地事務所であることから、建設会社などがインフラプロジェクト

クト等のために一時的な拠点として利用する場合にのみ使用可能である。したがって一般的な日本企業がインド進出のための事業拠点とするには不向きである。

プロジェクトオフィスは、その経費を本社からの送金または自らの所得(プロジェクト受注の対価)により賄うことができるが、独自に借入れを行うことは認められていない。

また、駐在員事務所・支店と同様、毎年会計監査を受けるとともに税務申告を行う必要がある。プロジェクトオフィスは、いわば期限付きの支店であり、存続している間はその目的であるプロジェクトに関して営利的な事業活動を行うことから、恒久的施設 (Permanent Establishment (PE)) に該当する。したがって、日本企業がインドのプロジェクトオフィスを通じてインド国内で得た所得については、原則としてインド国内における課税対象となる。

さらに、自己使用目的(オフィス等のため)に不動産を賃借することは認められているが、不動産を取得することは認められていない。

ことうら・りょう 2002年京都大学法学部卒業。2003年弁護士登録、アンダーソン・毛利・友常法律事務所入所。2009年コロンビア大学ロースクールLL.M。2010年ニューヨーク州弁護士登録。インド現地の法律事務所での勤務経験を生かし、日本企業によるインドへの進出、現地企業買収、契約締結、労務管理、知的財産権管理等に関するアドバイスを多数行っている。

(注1) インド準備銀行に対する事後報告のみで外国直接投資 (FDI) を行うことができる場合をいう。

(注2) インド政府 (FIPBまたはCCEA) の事前承認を得なければ外国直接投資 (FDI) が認められない場合をいう。

(4) 会社の特徴

① 一般的な特徴

日本企業を含むインド非居住者は、インドの会社法である一九五六年会社法 (Companies Act, 1956) (以下「インド会社法」という) に基づき、インド国内に現地法人、合弁会社等の会社 (company) を設立することができる。また、会社の場合、新規に設立するだけではなく、既存のインドの会社の株式を取得することにより、当該会社に出資することもできる。

会社は、唯一出資持分の概念がある事業拠点であることから (支店、駐在員事務所、およびプロジェクトオフィスは、外国会社の一部であるとみなされ、したがって一〇〇%外国資本であるとみなされる)、インドの外国直接投資規制上、自動ルート (注1) または政府ルート (注2) による出資上限が一〇〇%未満である業種については、唯一選択できる事業拠点となる。例えば、保険事業については、二〇一一年六月末現在、二

六%が外資による出資上限とされており、したがって日本の保険会社がインドに支店を出すことは認められない。

会社は、原則として活動内容についての制限がなく、定款上の事業目的の範囲内において自由な活動が認められている。この点が、活動内容が制限されている支店、駐在員事務所およびプロジェクトオフィスと、会社との最大の相違であり、また会社の利点である。会社でしか営めない典型的な活動としては、インド国内に工場を保有して現地製造を行うことが挙げられる。したがって、現時点または将来的にインドで現地製造を行うことを意図してインドに事業拠点を設立する場合、会社を選択する必要がある。

会社は、その活動に必要な経費を親会社からの出資または自らの事業活動による利益によって賄うことができるほか、独自に借入れを行うこともできる。ただし、外国から借入れを行う場合、E C B

(External Commercial Borrowing) 規制が適用され、その借入資金は、原則として設備投資のためだけに使用しなければならない。

また、会社が得た利益は、技術ライセンス契約に基づくライセンスフィーの支払い、または株式の利益配当という形で、一九九九年外国為替管理法 (Foreign Exchange Management Act, 1999) の規定に従い、原則として自由に株主 (親会社) に還元することが可能である。

インド会社法に従って設立された会社は、たとえ一〇〇%外国資本であったとしても、会計上および税務上はインド居住者としてインドの内国資本による会社と同一

に扱われ、会計監査を受ける必要がある、また内国法人として税務申告を行う必要がある。

二〇一一年現在の会社に対する実効税率は三二・四五% (法人税率三〇%に五%の課徴金率を乗じ、さらに三%の教育目的税を乗

じた税率) であり、課税対象所得が一〇〇万ルピーを下回る場合の法人税率は三〇・九%となる。また、会計上の利益の一八・五%が法人税額 (控除等を含めた算出額) を上回る場合、最低代替税 (Minimum Alternate Tax (MAT)) として、当該利益の二〇% (最低代替税率一八・五%に五%の課徴金率を乗じ、さらに三%の教育目的税を乗じた税率) を納税する必要がある。ただし、課税所得が一〇〇万ルピーを下回る場合、課徴金は課されず、最低代替税の税率は一八・五% (最低代替税率一八・五%に三%の教育目的税を乗じた税率) となる。納めた最



図表 非公開会社と公開会社の主要な相違

	非公開会社	公開会社
商号の末尾	Private Limited	Limited
要件	① 資本金が10万ルピー以上 かつ、 ② 附属定款 (Articles of Association) に次のすべての規定がある (i) 株式譲渡の制限 (ii) 株主数の上限を50人以下 (iii) 株式および社債の公募発行の禁止 (iv) 株主、取締役またはそれらの親族以外の個人からの借入れの禁止	① 資本金が50万ルピー以上 かつ、 ② 非公開会社に該当しないか、または「非公開会社でない会社の子会社である非公開会社 ("a private company which is a subsidiary of a company which is not a private company")」に該当する会社
組織構成	・株主…最低2人 ・取締役…最低2人 ・監査委員会の設置不要	・株主…最低7人 ・取締役…最低3人 ・監査委員会の設置必要
組織運営	公開会社に適用される多くの手続規定、コンプライアンス規定の適用が免除	厳格な組織運営およびコンプライアンス規制

低代替税と法人税との差額は、一年間繰越可能なタックス・クレジット (Tax Credit) として、次年度以降の法人税と相殺すること

ができる。

会社は、その活動のためにインド国内で不動産を賃借すること、および不動産を取得することが認められている。ただし、支店と同様、取得できる不動産は、その活動に必要なもの(オフィス目的等)に限られ、例えば投資目的等で不動産を取得することはできない。

② 会社の種類と特徴

(ア) 会社の種類

- ▼インド会社法上、会社には、
- ▼有限責任会社 (limited company)
- ▼保証付有限会社 (company limited by guarantee)
- ▼無限責任会社 (unlimited company)

の三種類がある。

有限責任会社とは、出資者(株主)がその出資の限度で責任を負う会社をいい、日本法上の株式会社に相当する。日本企業がインドに会社を設立する場合には、通常、有限責任会社を選択される。

有限責任会社は、その資本金額や定款規定により、さらに非公開会社 (private company) と公開会社 (public company) とに区別される(図表参照)。

非公開会社は、比較的少額の資

本金を有し、少数の株主および取締役から成る緩やかな組織構成および組織運営が認められている会社形態である。一方、公開会社は、比較的多額の資本金を有し、多数の株主および取締役から成る厳格な組織構成および組織運営が求められる会社形態である。

この非公開会社と公開会社の区別は、いわゆる上場会社と非上場会社との区別とは別個の、インド会社法(およびその法源である英国会社法)特有の概念であり、日本の会社法上の「公開会社(日本会社法2条5号)」および「公開会社」でない会社(いわゆる非公開会社)の区別に類似する。なお、

インド国内の証券取引所に上場するためには、非公開会社の要件(後記(イ)の一つである株式の譲渡制限規定が附属定款から削除される必要があるため、インドの上場会社はすべて公開会社である。会社を非公開会社として設立する

か公開会社として設立するかは、原則として会社を設立する発起人(promoter)の意思に委ねられているが、銀行・保険会社等、いわゆる業法規制を受ける業種につい

ては、公開会社としての設立が義務づけられることもある。

インド会社法上、非公開会社の商号には、原則として「Private Limited」という文言を入れる必要があり、公開会社の商号には「Private Limited」という文言を入れる必要がある。そのため、インドにおいて設立された会社が非公開会社か公開会社かは、通常は商号を見るだけで区別することができる。

(イ) 非公開会社

インド会社法上、非公開会社は、以下の要件を満たす会社と定義されている。

- a 資本金が一〇万ルピー以上
- b 附属定款 (Articles of Association) に次のすべての規定がある会社
 - (i) 株式譲渡の制限
 - (ii) 株主数の上限を五〇人以下 (ただし、会社の経営者兼株主はこの人数に含まない) に制限
 - (iii) 株式および社債の公募発行の禁止
 - (iv) 株主、取締役またはそれらの親族以外の個人からの借入れの禁止

(注3) 取締役会決議において定められた監査委員会規約に基づき、業務監査および会計監査を行う委員会をいう。その権限は、日本法上の委員会設置会社における監査委員会に類似する。

a の要件について、資本金一〇万ルピー未満での有限責任会社の設立は、インド会社法上認められていないため、実質的には非公開会社の要件はbのみである。

また、bの要件について、前記(i)～(iv)の内容がすべて附属定款に明文で規定される必要がある点に留意しなければならない。たとえ事実として、株主が五〇人以下であったり、株主、取締役またはそれらの親族以外の個人からの借入れが行われていないといった状態であったとしても、それだけでは非公開会社の要件は満たさない。あくまで附属定款に前記各要件が文言として規定されることが必要となる。

(ウ) 公開会社

一方、公開会社は以下の要件を満たす会社と定義されている。

a 資本金が五〇万ルピー以上かつ、

b 非公開会社に該当しないか、または「非公開会社でない会社の子会社である非公開会社(a private company which is a subsidiary of a company which is not a private company)」に該当する会社

a の要件について、資本金が五

〇万ルピー未満の公開会社の設立は認められていない。したがって、公開会社の要件も、実質的にはbのみである。

bはいわゆるみなし公開会社規制であり、詳細は後記のとおりである。

(エ) 非公開会社と公開会社の相違

公開会社と非公開会社では、株主や取締役の最低必要人数が異なるなど、組織構成面において相違がある。例えば、公開会社については最低でも七人の株主および三人の取締役が必要とされているのに対し、非公開会社では最低二人の株主および二人の取締役で足りるとされる。また、公開会社においては設置が義務づけられている監査委員会(audit committee)(注3)の設置も、非公開会社においては不要である。

また、非公開会社には公開会社に適用される多くの手続規定、コンプライアンス規定の適用が免除されるなど、非公開会社と公開会社では、組織運営面についても相違がある。例えば、株主総会の招集、定足数、議決権行使等について強行規定(条文上「附属定款で別の定めができる」と明文で規定

されている場合を除き、附属定款で別の定めをしたとしても無効とする規定)は、非公開会社には適用されない。また、第三者に対する新株発行は、公開会社では原則として株主総会特別決議が必要とされているのに対し、非公開会社では取締役会決議のみで行うことができる。その他、非公開会社については、各種行為についてのインド中央政府の事前承認取得義務の免除、役員報酬の上限規定の免除、他の会社への貸付や他の会社の株式の購入規制の免除等、多くのコンプライアンス規定が免除されている。

(オ) みなし公開会社規制

「非公開会社でない会社の子会社である非公開会社」を公開会社とみなすというインド会社法上の規定は、親会社が日本人その他の外国法人である場合にも適用される。親会社となる会社がインド法上公開会社に該当するかどうかは、当該日本企業がインドで設立され

たと仮定して、公開会社の要件を満たすかどうかにより判断されることになる(その結果、ほとんどすべての日本企業は、インド法上公開会社に該当することになる)。

ただし、「非公開会社でない会社の子会社である非公開会社」に該当する会社であっても、当該会社の株式が、単一または複数の外国法人(one or more bodies corporate incorporated outside India)により一〇〇%保有されている場合は、当該会社は非公開会社として扱われる。この例外規定に基づき、日本人その他の外国法人が単独または複数でインドに完全子会社として現地法人を設立する場合、当該現地法人が非公開会社の要件を満たしていれば、当該現地法人は非公開会社として扱われることになる。

みなし公開会社規制が適用される会社は、公開会社と同様の組織運営、コンプライアンス規制に服する。ただし一般に、みなし公開会社規制が適用される会社であっても、組織構成面および登記面においては非公開会社として扱われ、公開会社として設立、登記する必要まではないと解されている。

